

# 2023（令和5）年度事業計画

## I. 基本方針

新型コロナウイルスの感染症分類が5類へと変更され、治療薬や治療法といった対応もある程度できるようになったものの、従来の感染症とまた違った様相もあることから、その感染対策はまだ暫く様子を見ながら調整していくことと思われる。2022年に突如始まったロシアの隣国ウクライナへの侵攻は一年以上が経過したが未だ事態は収束しておらず長期化も予想される中、改めて「平和」の大切さが世界各地で叫ばれている。今年の2月に発生したトルコ・シリア大地震では4万人以上の死者数が報告され、現地の建物の耐震基準の不備が指摘されてはいるが、これは大きな自然災害が世界各地どこでもいつでも起こり得るということを示している。このような世界情勢の中、2023年度が始まる。

これまでの新型コロナウイルスの感染対策は必要なことであったとはいえ、世界的な貧富の格差は益々進み、国内においても倒産や廃業に伴う失業や非正規雇用者の雇い止めが増加し、外出自粛によって他者との繋がりが分断された社会的弱者への支援や手当が遅れたり行き届かないということも多く、私たち医療ソーシャルワーカーは医療現場における社会福祉の実践者として、こういった人々を支援することが求められている。

私たちの協会は、これまで実施してきたオンラインを活用しての活動を今年度も同様に実施し、リニューアルしたホームページを主として、SNS等も活用して会員へ情報発信していく。研修事業は社会的状況を見ながら可能であれば直接対面形式の研修を実施し、遠方からの参加が出来たり感染対策に左右されない強みのあるオンライン形式の研修を併用して実施する。それと、会員の協力によって成り立っている月4回の電話相談「医療と暮らしのホットライン」を継続し、地域巡回医療福祉相談会も感染状況を見ながら可能な限り実施する。

また、研修事業や出版物を取り扱う上で個人情報保護、差別偏見の表現といったことに対して様々な意見があり、議論する場面が増えてきていることから、今年度は倫理委員会の立ち上げの準備を進める。

最後に、来る2023年6月17日、18日の二日間において公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会と当協会の共催による全国大会の東京大会というビッグイベントが有明のTFTホールで開催される。昨年度から実行委員会を中心に準備を進めてきたが、全国の医療ソーシャルワーカーにとって有益な研鑽を積む場であり、且つ交流できる貴重な機会であるため、滞りなく運営しその責務を果たしたい。

## II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。
  - (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
  - (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。  
会費納入の利便性を高めるため、納入方法に自動振替の促進に取り組む。
  - (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。
  - (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。
2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを目的に以下の事業に取り組む。

- (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
  - (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
  - (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入する。また相談来談者に対しても不測の事態に備え傷害保険に加入する。
3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指す。
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握し、協会活動の基盤整備を行う。
5. ICTを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
- (1) ホームページ等を活用し、都民・会員に向けて有力な情報を発信する。
  - (2) 会員管理を的確に把握できる会員管理ソフトを使用し、充実を図る。
  - (3) Zoom 等を利用しオンラインの事業を推進する。
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
- (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーを紹介し協力する。
  - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。  
「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
  - (3) 東京都医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
  - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
  - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
  - (6) 国際モダンホスピタルショウ等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。
- (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）
  - (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果（医療ソーシャルワークの解決技法）編集（東京都）
  - (3) 定期医療福祉電話相談事業（東京都）  
都民を対象に常設の電話による保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う体制の整備をする。電話相談を定期的に行うことにより、都民をはじめ関係機関、会員に対し効果的な相談支援の実現を図る。
9. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進するとともに、組織の拡大に努める。

10. 倫理委員会立上げに向けて準備に努める

11. 2023年度の公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会東京大会を共催する。

## 【定款第1号事業】

### 1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

#### 1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、オンライン等での開催を検討していく。

#### 2. 相談会関連事業〔自主事業〕

##### (1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。

社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の地域医療福祉相談会実行委員等で構成する。

##### (2) 地域医療福祉相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う（江戸川区・葛飾区・豊島区・西東京市の4カ所）。

新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、従来とは異なる新たな形式も模索し、開催を検討していく。

#### 3. 災害支援活動〔自主事業〕

私たちは医療ソーシャルワーカーの仕事を通じて、大規模災害が、都民と都内で働く人々の生命と健康に大きな影響を与え、またそれを最小限にとどめる備えが必要なことを過去の災害に学んで来た。それ故「決して忘れないこと、伝えてゆくこと、続けてゆくこと」という理念の基、「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を今後も継続してゆく。

これまでの活動による経験や繋がりを活かしながら、被災者への支援や、都内にて発生した場合の対応・対策など、更に組織として検討する。

(1) 協会組織としての災害への備え、情報提供、会員への災害ソーシャルワーク教育災害時想定訓練の実施、災害関連問題研修会、他県の医療ソーシャルワーカーとの情報交換や連携、災害支援ニュース「つたえる」定期発行、災害時連携手段の強化など、新たな災害が生じた場合における協会としての支援の在り方を検討・構築する。

##### (2) 関係組織との連携活動

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」への参加、東京都、日本医療社

会福祉協会等各関係機関や他県の医療ソーシャルワーカー協会、被災者支援団体等と交流・連携を深めながら災害支援、減災のための諸活動を行う。

### (3) 被災された方々への支援

協会事業である「医療と暮らしのホットライン」や各ブロックにおける相談会等と連動しながら、災害時の支援活動をも想定、模擬経験する相談支援活動を展開する。

避難者交流会への参加、広域支援ネットワークへの参加など、各関係機関や団体と連携を取りながら、被災された方々や、都内への避難者への支援を引き続き図る。

## 【定款第2号事業】

### 2) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。2023年度も新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、オンライン研修を基本として開催するが、感染状況を注視しながら、状況が許すようであれば集合研修も検討する。なお、(4)連続講座以外の研修に関しては、日本医療ソーシャルワーカー協会より認定医療ソーシャルワーカーのポイント承認を得ていることを申し添える。

#### 1. 講座〔自主事業〕

「社会変動の中の医療ソーシャルワーカー」をテーマとして、年2回の講座を開催する。連続して受講することで、より知識を深め、会員各自の資質の向上につながるようにする。

#### 2. 研修会 ※講師 敬称略

##### (1) 新人研修〔自主事業＋一部受託事業〕

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような研修を開催する。オンライン研修が基本ではあるが、受講生同士の交流となる機会も設けられるようにできたらと考える。2023年度も集中コースのみとし、募集規模・開催時間等は2022年度と同様とする。開始時期は、7月後半を予定して開催する。

【講師】樋口 昌彦（至誠会第二病院）

仲谷 恵美子（森山脳神経センター病院）

小松 美智子（武蔵野大学非常勤講師・女性の暮らしやすさを考えるソーシャルワーク研究会）

しやすさを考えるソーシャルワーク研究会）

その他、複数名の講師を予定している。

※定員40名を予定して計画している。

##### (2) グループスーパービジョン〔受託事業〕

2023年度もA・B・Cの3講座、それぞれ年10回開催する。平日の夜間および

土曜日の午後行う。

- 【講師】 渡部 律子 (日本女子大学名誉教授)  
          取出 涼子 (医療法人財団輝生会)  
          佐藤 俊一 (NPO 法人スピリチュアルケア研究会ちば理事長 日本ソーシャルワーク学会理事)

(3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕

平日の夜間、年8回の開催とする。

- 【講師】 福山 和女 (ルーテル学院大学名誉教授)

(4) 連続講座〔自主事業〕

2023年度も「ソーシャルワーカーの専門性を磨く」をテーマとし、2022年度に行った研修を基にして、内容を再検討・洗練した上で、行うこととする。

- 【講師】 佐原 まち子 (WITH医療福祉実践研究所 代表理事)

3. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。2023年度は、引き続き各研修の状況の把握や運営方法などを検討する。

【定款第3号事業】

3) 医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、2023年度は以下の委員会の運営を継続・実施する。

(1) ホスピス・緩和ケアにかかわる医療ソーシャルワーカーの集い

どの医療機関にかかっても適切な支援を受けられるよう、医療ソーシャルワーカーの知識の底上げを図るための活動を行う。ホスピス・緩和ケアに関心を持つ仲間が集まり、既に作成済みの「がん患者さんを理解するための視点マップ」を用いた事例検討を行う場として、会員のための勉強会を企画・運営する。

(2) 成育医療等を考える小委員会

成育医療等に関する勉強会を開催し、会員の知識向上、理解を深める機会とする。また、成育医療等の情報を収集し、会員に発信する場としていく。

(3) 身元保証に関する小委員会

昨年実施したアンケート調査結果を分析し、医療ソーシャルワーカーが身寄りのない方に対して支援する際に必要な情報を円滑に提供できるよう、会員が使用できる共通書

式を作成する。これらの活動内容を多くの会員や他医療ソーシャルワーカーと共有し、全体の資質向上を図るため、全国大会において「身元保証を考える集い」を企画し運営することを目標とする。

#### (4) 医療ソーシャルワーカーの現状と未来を考える小委員会

会員(中堅者)への調査を中心に医療ソーシャルワーカーの置かれている現状や課題、将来へ想いなどを把握し、これからの在り方について、また協会の役割などについて検討、提言など目標とする。

### 【定款第4号事業】

#### 4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】

##### 1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(年4回、各号750部)

会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。

##### 2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(1000部)

(1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。

- ①医療福祉領域を中心とした研究・調査・実践報告
- ②会員内の相互理解促進のための情報提供
- ③会員内外向け医療福祉関連の社会資源の広報

(2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈を行い、併せて関連機関誌への広告掲載等により、医療ソーシャルワークの理解を広める。